**工場立地法に係る**

**緑地面積率等を緩和しました**

工場立地法では、一定以上の規模を有する工場を新設・増設する際、工場立地が環境保全を図りながら適正に行われるよう、工場の敷地に一定割合以上の緑地等を整備することが義務付けられています。

福崎町では、敷地の有効活用及び企業の積極的な設備投資、並びに工業団地内の工場等の流出を防止し、町内経済の活性化を図るため、工場立地法における敷地面積に対する緑地面積の割合及び環境施設面積の割合等の基準について、町の条例により規制緩和する「福崎町工場立地法準則条例」を制定しました。（令和３年９月２４日施行）

■■■工場立地法の届出の対象となる工場の要件■■■

以下の要件の工場を新設／変更する際には、事前に工場立地法による届出が必要です。

【業種】製造業、電気・ガス・熱供給業（水力・地熱・太陽光発電所除く）

【規模】敷地面積9,000㎡以上　または　建築面積3,000㎡以上

■■■今回定める町準則について■■■

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 工業専用地域（第３種区域） |
| 環境施設面積率 | 敷地の「２５％以上」から**「２０％以上」**に、５％緩和します。 |
| うち緑地面積率 | 敷地の「２０％以上」から**「１５％以上」**に、５％緩和します。 |
| 重複緑地などの緑地面積への算入率 | 「２５％以内」から**「５０％以内」**として、２５％緩和します。 |

●面積率：敷地面積に対する環境施設や緑地の面積が占める割合

**【お問い合わせ先】福崎町　地域振興課**

**電話：0790-22-0560　ＦＡＸ：0790-23-0687　E-mail：chiiki@town.fukusaki.lg.jp**

|  |
| --- |
| **工場立地法について** |
| 趣旨 | 工場立地法とは、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため､一定以上の規模を有する工場を対象に緑地面積等について規定する法律です｡ |
| 対象となる工場 | 業種および面積についての要件を両方とも満たす工場が対象（特定工場）となります。〇業種：製造業または電気・ガス・熱供給業（※水力・地熱発電所および太陽光発電施設を除く）〇面積：敷地面積9,000 ㎡以上、または建築面積3,000 ㎡以上 |
| 緑地について | 「緑地」とは、樹木や芝が生育している区画された土地を指します。（高木・低木による制限なし）条例により､敷地面積に対する割合(緑地面積率)の下限を区域ごとに定めます。 |
| 環境施設について | 「環境施設」とは「緑地」と「緑地以外の環境施設」の総称です。「緑地以外の環境施設」とは、周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理されているものを指します。条例により、敷地面積に対する環境施設面積の割合（環境施設面積率）の下限を区域ごとに定めます。**【緑地以外の環境施設の例】****修景施設**（噴水、池等）、**広場、屋外運動施設**（野球場、テニスコート等）、**屋内運動施設**（体育館、屋内プール等）、**教養文化施設**（図書館、文化ホール等）、**雨水浸透施設**（浸透管、透水性舗装地等）、**太陽光発電施設**なお、「緑地」は環境施設に含まれますので、環境施設の面積の割合を「緑地」の面積で達成している場合は、さらに「緑地以外の環境施設」を設ける必要はありません。 |
| 重複緑地について | 「重複緑地」とは、「緑地」と「緑地以外の環境施設」以外の施設が重複する部分を指します。（例：緑化駐車場、屋上緑化など）重複緑地は、緑地面積に算入できる割合の上限が定められています。 |
| 届出について | 〇新設届出（工場新築､敷地増･増築により新たに特定工場の要件を満たすとき）〇変更届出（敷地増減､生産施設の増加､緑地などの減少）〇承継届出（工場の継承）〇廃止届出（工場の廃止）これらに該当する場合は工事着手の90日前までの届出が必要です。 |